

若年がん患者在宅療養支援事業の実施について

1 概要

介護保険制度の対象とならない若年がん患者が、住み慣れた自宅で安心して日常生活を送ることができるよう、在宅療養に必要な介護サービス等の利用に要した費用の一部を助成することにより、がん患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目指す。

2 事業内容

(1) 対象者 (①から④のすべてに該当すること)

- ① 文京区民
- ② 40歳未満
- ③ がん患者〔医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。(介護保険制度において、がんが原因として認定を受ける場合と同等の状態)〕で在宅生活の支援や介護が必要な方
- ④ 他の制度において、同等の助成または給付を受けていない方

(2) 助成対象経費等

助成対象サービス等	助成割合	助成上限額	助成額
本事業の申請に要する 主治医の意見書作成	10/10	5,000 円	利用経費に助成割合を乗じて得た額又は助成上限額のうち、いずれか低い額
ケアプランの作成 (居宅介護支援)	10/10	15,000 円/月 (初月のみ 25,000 円/月)	
居宅サービスの利用	9/10	合算で 54,000 円/月	
福祉用具の貸与			
福祉用具の購入	9/10	90,000 円/年	

※ 20歳未満の小児慢性特定疾病児日常生活用具給付制度を受けている場合は、主治医意見書の作成、ケアプランの作成、居宅サービスの利用が補助対象

※ 生活保護受給者の場合は、助成上限額を助成割合で除した額の範囲内で、利用費の全額を助成

3 今後のスケジュール (予定)

令和7年3月 区ホームページ、SNS等で周知

4月 利用申請及び助成金交付申請受付開始